

所得税および市・県民税申告フローチャート

下記に該当する場合、下表にかかわらず、所得税の確定申告が必要です。

- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合
- ・各種控除(社会保険料、生命保険料、医療費、扶養など)を追加・変更する場合

収入種類	申告内容	申告種類
・収入なし ・非課税収入のみ (遺族年金、障害年金など)	・税法上、誰の扶養にもなっていない	市・県民税の申告
	・桑名市在住でない親族の税法上の扶養である	申告不要
	・桑名市在住の親族の税法上の扶養である	申告不要
公的年金収入	・公的年金収入が400万円以下で、ほかの所得がなく、年金の源泉徴収票の内容に変更がない	申告不要
	・公的年金収入が400万円を超える	所得税の確定申告
	・公的年金収入以外の所得が20万円を超える	市・県民税の申告
給与収入	・公的年金収入以外の所得が20万円以下である	市・県民税の申告
	・年末調整された給与の源泉徴収票の内容に変更がない(給与の支払いを1カ所のみから受けている場合に限る)	申告不要
	・給与収入が2,000万円を超える	所得税の確定申告
	・給与収入以外の所得が20万円を超える	
・2カ所以上からの支払いを受けており、年末調整されなかった給与収入とその他の所得金額の合計が20万円を超える	市・県民税の申告	
公的年金・給与以外の所得 (農業、不動産、配当など)	・給与収入以外の所得が20万円以下である	市・県民税の申告
	・所得金額より所得控除が少ない場合(所得税が課税される)	所得税の確定申告
	・所得金額より所得控除が多い場合(所得税が課税されない)	市・県民税の申告

複数の項目に該当する場合、手続きの優先順位は、①所得税の確定申告②市・県民税の申告③申告不要です。また、所得税の確定申告をした場合は、市・県民税の申告は不要です。例年確定申告を行う義務がなく市・県民税の申告をしている人でも、令和6年分の所得税の確定申告をすることで、定額減税による所得税の還付を受けられる場合があります。

申告に必要なもの

- 筆記用具
- 申告書(事前に送付されている人)
- 個人番号を確認できる書類および本人確認書類
マイナンバーカードまたは通知カードと免許証など
- 収入(所得)を証明する書類
 - 令和6年中に支払いを受けた給与・公的年金・配当などの源泉徴収票、支払通知書、支払証明書など
 - 収支内訳書(営業・農業・不動産収入のある人)
- 控除を証明する書類
 - 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける人)
- 申告者名義の金融機関・口座情報が分かるもの
(所得税の還付を受けようとする人)

ご注意ください

- ・まちづくり拠点施設では、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付済額確認書を交付できません。
- ・申告をしないと国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなかったり、各種証明書などの発行ができなかったりする場合があります。忘れずに申告してください。
- ・確定申告または市・県民税の申告をすると「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は適用されなくなります。正しく控除を受けるために、必ず寄付金控除の内容を含めて申告してください。



令和6年分 税の申告が始まります

所得税の確定申告について

とき 2/17(月)～3/17(月)

9:00～17:00 ※土曜・日曜・祝日を除く

場所 桑名税務署 1階および2階会議室

入場整理券について

会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることがあります。

入場整理券の取得方法

- ・当日、会場で配布
- ・LINEアプリによる事前発行



国税庁HP

※令和7年1月から、申告書などの控えに収受日付印の押なつを行わなくなりました。

問 桑名税務署(☎ 22-5121)

税務署に行かなくても、確定申告ができます!

令和6年分の確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードを利用してご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。



○マイナンバーカードを利用した申告が便利です

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書などのデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます。1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です。ぜひご利用ください。

詳しくは右記QRコードからご確認ください。



○申告の作成方法を動画で紹介しています

右記QRコードからご覧いただくか、「確定申告 動画」で検索してください。

マイナンバー
カード利用

作成方法
動画

市・県民税の申告について

とき 2/17(月)～3/17(月)

9:00～17:00 ※土曜・日曜・祝日を除く

場所 桑名市役所 5階中会議室

共通のお知らせ

来場者へのお願い

- ・駐車スペースが限られているため、公共交通機関をご利用ください。
- ・青色申告決算書、収支内訳書および医療費控除の明細書の提出が必要な人は、事前に作成の上、ご来場ください。

作成済みの申告書の提出

- 混雑緩和のため、郵送での提出にご協力ください。
- ※確定申告書を郵送で提出する場合
桑名税務署(〒511-8510 江場7-6)
- ※市・県民税申告書を郵送で提出する場合
税務課(〒511-8601 中央町2-37)

問 税務課(☎ 24-1149・1150 FAX 24-1253)